

公告「引取可能車両の引取希望者の募集について（有償）」

次のとおり独立行政法人水資源機構渡良瀬川ダム総合管理所思川開発建設所で使用していた車両について、有償での引取希望者を募集します。

令和8年1月22日

独立行政法人水資源機構分任契約職
渡良瀬川ダム総合管理所長 一ノ瀬 泰彦

1. 公告日 令和8年1月22日

2. 契約職等

独立行政法人水資源機構分任契約職 渡良瀬川ダム総合管理所長 一ノ瀬 泰彦
群馬県みどり市東町座間564-6

3. 概要

- (1) 件名 公用車3台売払い
- (2) 引取場所 栃木県鹿沼市口栗野839-2 渡良瀬川ダム総合管理所思川開発建設所
- (3) 引取内容 別冊仕様書等による
- (4) 引取期限 代金納入後10日以内

4. 見積参加条件

法人であり、かつ、次に掲げる条件を満たしている者であること。

- (1) 以下の各号に該当しない者であること。

- ① 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- ② 独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が発注した物品等の調達に係る契約において、本公告の日から過去2年以内に次の(A)から(G)までのいずれかに該当する事実があると認められる者
 - (A) 契約の履行に当たり、故意に製造若しくは業務を粗雑にし、又は物品等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした事実
 - (B) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した事実
 - (C) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた事実
 - (D) 監督又は検査の実施に当たり役員又は職員の職務の執行を妨げた事実

- (E) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった事実
 - (F) 受注者の責めに帰すべき事由により契約解除をした事実
 - (G) (A)から(F)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した事実
- ③ 機構と締結した請負契約に基づく賠償金、損害金、違約金又はこれらの遅延利息を支払っていない者
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号。以下同じ。）に基づく会社更生手続開始若しくは民事再生法（平成11年法律第225号。以下同じ。）に基づく再生手続開始がなされ一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る認定を受けていない者又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者
- ⑤ 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（物品製造等）又は添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- ⑥ 営業に関し法律上必要とされる資格を有しない者
- (2) 機構における一般競争（指名競争）参加資格業者である必要はありません。
- (3) 確認申請書等の提出期限から開札の時までの期間に、機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（以下『指名停止措置要領』という。）」に基づき、利根川水系及び荒川水系関連区域内において指名停止を受けていないこと。
- (4) 見積に参加しようとする者の間に①から③に示すいずれの関係にも該当しないこと。なお、①から③に示すいずれかの関係がある場合に、辞退する者を決める目的に当事者間で連絡をとることは競争契約入札心得第6条第2項の規定に抵触するものではない。
- ① 資本関係
- 以下のいずれかに該当する二者の関係をいう（子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。）
- (A) 親会社と子会社の関係
 - (B) 親会社を同じくする子会社同士の関係
- ② 人的関係
- 以下のいずれかに該当する二者の関係をいう（(A)の関係がある場合に、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。）
- (A) 一方の会社の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている関係
 - 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

- ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - 4) 組合の理事
 - 5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者
- (B) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている関係
- (C) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている関係
- ③ その他見積の適正さが阻害されると認められる関係
- 上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる関係
- (5) 本店、支店又は営業所が茨城県、栃木県、群馬県又は埼玉県内に所在すること。
 - (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、機構発注の物品等の調達からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5. 担当窓口

〒376-0303 群馬県みどり市東町座間564-6
独立行政法人水資源機構渡良瀬川ダム総合管理所 総務課 古瀬
TEL 0277-97-2131 FAX 0277-97-3300
電子メールアドレス：nyukei_watarase@water.go.jp

6. 見積書等の提出方法等

- (1) 提出期限 令和8年2月6日（金）16時00分
- (2) 提出場所 5. 担当窓口に同じ
- (3) 提出方法 書面（参考様式）にて郵送（信書として送達し、かつ、配達の記録が残る方法）若しくはメール又はFAX
- (4) 見積微取日時 令和8年2月9日（月）13時00分

7. 見積書等の作成

- (1) 次に従い、見積書及び誓約書を作成すること。
 - ①見積書は、別記様式1により作成すること
 - ②誓約書は、別記様式2により作成すること

（2）提出は「6. 見積書等の提出方法等」のとおり

8. 公告に対する質問

（1）この公告に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。

- ① 提出期間： 令和8年1月28日（水）17時00分まで
- ② 提出場所： 5. 担当窓口に同じ。
- ③ 提出方法： 電子メール又は郵送（信書として送達し、かつ、配達の記録が残る方法）により提出すること。

上記の質問には、次のとおり回答書を閲覧に供する。

- ④ 期間： 令和8年2月2日（月）から令和8年2月5日（木）まで
- ⑤ 閲覧方法： 別途指定するホームページからのダウンロードによる。

9. 見積徵取日

見積決定は、渡良瀬川ダム総合管理所総務課にて、令和8年2月9日（月）13時30分に行う。

10. 落札者の決定方法

（1）予定価格を上回る最高の価格をもって有効な見積を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の見積価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるて著しく不適当であると認められるときは、予定価格を上回る価格をもって見積した他の者のうち最高の価格をもって見積した者を落札者とすることがある。

（2）落札となるべき見積をした者が2人以上あるときは、落札となるべき見積をした者の「くじ用数字」を加算し、落札となるべき見積をした者数で除算し、余りの数字と「くじ用順位」が合致する者を落札者とする。

なお、詳細については、別に配付する「くじの方法」によるものとする。

11. 契約書の作成

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

12. 見積の延期等

（1）不正な行為等があると認められるときは、見積の延期若しくは中止又は落札の決定若しくは契約の締結の取消しをすることがある。

（2）機構の事由により、見積の延期又は中止をすることがある。

1 3. その他

（1）契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

くじの方法

今回の見積徵取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値

1	2	3
---	---	---

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例)
 - ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 - ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

- 例)
 - ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値	
○○工務店	¥500,000-		123	$123+4=127$
□□工業	¥600,000-		999	$127 \div 2\text{者}=63 \text{ 余り } 1$
△△組	¥500,000-	1	4	・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、 △△組 が契約の相手方となる。

- 例)
 - ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値	
○○工務店	¥500,000-		123	$123+4+1=128$
□□工業	¥600,000-		999	$128 \div 3\text{者}=42 \text{ 余り } 2$
△△組	¥500,000-	1	4	
◎◎工業	¥500,000-	2	1	・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、 ◎◎工業 が契約の相手方となる。